

## 地域密着型通所介護費

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	2時間以上3時間未満	305円	349円	395円	439円	485円
	3時間以上4時間未満	415円	476円	538円	598円	661円
	4時間以上5時間未満	435円	499円	564円	627円	693円
	5時間以上6時間未満	655円	773円	893円	1,010円	1,130円
	6時間以上7時間未満	676円	798円	922円	1,045円	1,168円
	7時間以上8時間未満	750円	887円	1,028円	1,168円	1,308円
	8時間以上9時間未満	780円	922円	1,068円	1,216円	1,360円
地域通所介護延長サービス加算1	50円/回	8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合で9時間以上10時間未満の場合				
地域通所介護延長サービス加算2	100円/回	8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合で10時間以上11時間未満の場合				
地域通所介護延長サービス加算3	150円/回	8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合で11時間以上12時間未満の場合				
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	・ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、適切かつ有効にサービスを提供するために必要な情報を活用している場合				
地域通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/回	介護福祉士の占める割合が70%以上であること				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算等を含めた地域密着型通所介護サービス費用の5.9%					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	加算等を含めた地域密着型通所介護サービス費用の1.2%					
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を除く、加算等を含めた地域密着型通所介護サービス費用の1.1%					

## 個別加算

入浴介助加算(Ⅰ)	40円/日	入浴介助を行った場合
入浴介助加算(Ⅱ)	55円/日	・身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画書を作成 ・上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円/日	機能訓練指導員を配置し個別機能訓練計画書を作成、その計画に基づき機能訓練を実施、評価を行った場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月	加算(Ⅰ)に加えて個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている場合(「LIFE」の活用)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月	外部の理学療法士等から助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が×機能訓練計画機能訓練の作成等を行った場合(3か月に1回を限度とする)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月	外部の理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合
ADL維持等加算(Ⅰ)	30円/月	対象期間内に事業所を利用した人のうちADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を越えた場合 ※ADL維持等加算(Ⅲ)については令和5年3月31日まで算定可能
ADL維持等加算(Ⅱ)	60円/月	
ADL維持等加算(Ⅲ)	3円/月	
栄養アセスメント加算	50円/月	・管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している場合 ・利用者ごとの情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合

栄養改善加算	200 円 / 回	・ 栄養状態を利用回指示に把握し、管理栄養士などが共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること ・ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士などが栄養改善サービスを行うと共に、利用者の栄養状態を定期的に記録、また栄養ケア計画を定期的に評価していること（3か月以内の期間に限り、1か月に2回を限度とする）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 円 / 回	利用開始時及び6カ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を担当する介護支援専門員に提供している場合（6か月に1回を限度とする）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 円 / 回	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を担当する介護支援専門員に提供している場合（6ヶ月に1回を限度とする）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 円 / 回	言語聴覚士等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに従い口腔機能向上サービスを行った場合に加算（原則3か月以内、1ヶ月に2回を限度とする）
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 円 / 回	加算（Ⅰ）に加えて口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合（原則3か月以内、1か月に2回を限度とする）
認知症加算	60円 / 日	介護が必要な認知症の利用者に、認知症症状緩和のためのプログラムやサービスを行った場合
若年性認知症利用者受入加算	60円 / 日	個別に担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う
送迎減算	-47円(片道)	居宅と事業所との間の送迎を行わない場合

## その他（実費）

食費	昼食・おやつ付き：580円 おやつのみ：140円 夕食：650円
生け花（木曜日）	1回につき 700円（行事用生花は料金変動あり）
学習療法	2200円/月

## 介護予防デイサービス費

要介護度		要支援1	要支援2
介護予防デイサービス1月の基本料金		1672 円	3428 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	・ ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 ・ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、適切かつ有効にサービスを提供するために必要な情報を活用している場合	
介護予防デイサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（一）	88円/月	介護福祉士の占める割合が70%以上であること	
介護予防デイサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（二）	176円/月	介護福祉士の占める割合が70%以上であること	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	加算等を含めた介護予防デイサービス費用の5.9%		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	加算等を含めた介護予防デイサービス費用の1.2%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を除く、加算等を含めた地域密着型通所介護サービス費用の1.1%		

## 個別加算

若年性認知症利用者受入加算	240 円 / 月	個別に担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480 円 / 月	運動器機能向上及び栄養改善サービスを行った場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480 円 / 月	運動器機能向上及び口腔機能向上サービスを行った場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480 円 / 月	栄養改善及び口腔機能向上サービスを行った場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700 円 / 月	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上サービスを行った場合

生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 円 / 月	外部の理学療法士等から助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が×機能訓練計画機能訓練の作成等を行った場合 (3か月に1回を限度とする)
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200円/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月	外部の理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合
栄養改善加算	200 円 / 回	・栄養状態を利用回指示に把握し、管理栄養士などが共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士などが栄養改善サービスを行うと共に、利用者の栄養状態を定期的に記録、また栄養ケア計画を定期的に評価していること (3か月以内の期間に限り、1か月に2回を限度とする)
栄養アセスメント加算	50 円 / 月	・管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している場合 ・利用者ごとの情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	20 円 / 回	利用開始時及び6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を担当する介護支援専門員に提供している場合 (6か月に1回を限度とする)
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	5 円 / 回	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を担当する介護支援専門員に提供している場合 (6ヶ月に1回を限度とする)
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150 円 / 月	言語聴覚士等により口腔機能向上サービスを行った場合に加算 (1ヶ月に2回を限度とする)
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160 円 / 月	加算 (Ⅰ)に加えて口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合 (原則3か月以内、1か月に2回を限度とする)
運動器機能向上加算	225 円 / 月	機能訓練指導員を配置し運動器機能向上計画書を作成、その計画に基づき運動器の機能向上サービスを実施、評価を行った場合

## その他 (実費)

食費	昼食・おやつ付き：580円    おやつのみ：140円    夕食：650円
生け花 (木曜日)	1回につき 700円 (行事用生花は料金変動あり)
学習療法	2200円/月

※利用料の口座引き落としについて  
ゆうちょ銀行…毎月15日 (手数料100円+消費税)  
銀 行…毎月20日 (手数料100円+消費税)

※なお、この料金表は負担割合証1割の負担額になります。負担割合証 (1~3割) によって負担額は変わります。